

(様式①)

事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 2項 2目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38の施策	新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債		
1	障害者更生相談所運営事業	81,033	80,991	89,903	88,634	△ 8,870	△ 7,643		
2	こころの健康相談センター事業	129,390	129,306	123,741	123,665	5,649	5,641		
3	自殺対策事業	67,588	25,301	49,688	20,071	17,900	5,230	○	
4	精神科救急医療対策事業	355,636	266,447	357,981	270,128	△ 2,345	△ 3,681		
5	精神科救急協力病院保護室整備事業	3,688	3,688	7,375	7,375	△ 3,687	△ 3,687		
	総計	637,335	505,733	628,688	509,873	8,647	△ 4,140		

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 障害者更生相談所]

事業名
7款 2項 2目
障害者更生相談所運営事業

特記事項
中期計画-3.8の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-3.8の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	社会保険料納付金	市債	一般財源	
令和3年度	81,033	0		42		80,991	
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	89,903	826	413	30		88,634	
増△減	△ 8,870	△ 826	△ 413	0	12	△ 7,643	

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	17,618	29,474	22,775
算 市債+一般財源	17,618	29,474	22,746
決 事業費	14,389	32,870	18,786
算 市債+一般財源	14,377	32,857	18,765

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	56,033	56,033
算 市債+一般財源	56,033	56,033

方針の確認/決裁
有 () ・ 無 ()

【事業の目的・必要性】

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行います。また、身体障害者手帳及び療育手帳の審査・判定・交付等を実施します。

- 1 身体障害者手帳及び療育手帳の審査・判定・交付に関すること
- 2 身体障害者及び知的障害者に対する相談・判定及び指導
- 3 身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定に関すること
- 4 総合評価会議（判定）の開催・運営
- 5 補装具の処方及び適合判定

【令和3年度実施内容と期待される効果】

各区福祉保健センターと連携しながら障害者更生相談所を運営し、障害福祉の充実を図ります。
身体障害者手帳および愛の手帳交付について、これまでの紙様式の手帳に加え、令和3年度から新たにカード様式の手帳交付事務を開始します。あわせて、区福祉保健センターで実施する障害者手帳の申請・交付業務のうち一部の業務について、専用窓口設置等により業務の効率化を図ります。

【実績及び今後見込み】

		29年度	30年度	R元年度	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
手帳交付件数	身体障害者手帳	11,624件	11,542件	12,013件	12,500件	12,800件	13,000件
	療育手帳	6,736件	6,972件	7,465件	7,700件	8,000件	8,200件
更生相談所における判定件数	補装具	2,878件	2,894件	3,114件	3,100件	3,200件	3,300件
	更生医療	1,111件	1,141件	1,145件	1,500件	1,800件	2,000件
	医学・心理・職能	5,168件	5,162件	5,383件	5,300件	5,400件	5,500件

【事業費の内訳】

	R2年度	R3年度	差引	説明
身体障害者更生相談所	83,759	75,048	△ 8,711	カード化に係るシステム改修費等経費の減
知的障害者更生相談所	2,998	2,839	△ 159	
障害児総合相談部門	110	110	0	
更生相談所管理事務費	3,036	3,036	0	
合計	89,903	81,033	△ 8,870	

【事業スケジュール】

障害者手帳の交付等、判定業務等 通年
カード形式の手帳の交付開始 3年度上半期

【事業開始年度】

昭和62年10月「横浜市障害者更生相談所」を設置し、事業開始。

【根拠法令】

- 1 身体障害者福祉法第11条
- 2 知的障害者福祉法第12条
- 3 身体障害者福祉法施行規則
- 4 厚生省児童家庭局長通知（昭和54年7月児発第514号）
- 5 横浜市障害者更生相談所条例
- 6 横浜市障害者更生相談所条例施行規則

【根拠とするデータ等】

- 1 身体障害者手帳交付者数推移表
- 2 愛の手帳交付者数推移表

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	事務係
	横井 剛	枇榔 直子	浜崎 直也

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 精神保健福祉課]

事業名
7款 2項 2目
こころの健康相談センター事業

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	722-1
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	社会保険料		市債	一般財源
令和3年度	129,390	0	0	84			129,306
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	123,741	0	0	76	0		123,665
増△減	5,649	0	0	8	0	0	5,641

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	85,004	54,417	55,530
算 市債+一般財源	63,543	54,323	55,468
決 事業費	85,341	54,720	59,959
算 市債+一般財源	71,104	54,633	59,897

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	129,390	129,390
算 市債+一般財源	129,306	129,306

方針の確認/決裁
有 () ・無 ()

【事業の目的・必要性】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく精神保健福祉センターとして、本市における精神保健福祉の技術的中核機関としての役割を果たすことを目的とする。

○根拠・データ等
後述のとおり

【令和3年度実施内容と期待される効果】

本市における精神保健福祉に関する技術的中核機関として、区福センターをはじめとする地域支援機関への技術援助及び研修等を通じて地域人材の育成を図る。また、引き続き精神保健福祉分野の研究・調査を進めるとともに、ホームページやSNSを通じた精神保健福祉に関する情報の発信を行うことで、市民に対しては精神保健福祉に関する正しい知識を提供し精神障害者及び精神疾患がある方への理解を深めるとともに、支援を必要とする方へ相談窓口などの情報が届くよう引き続き取り組みを進める。

- こころの健康づくり推進:夜間・休日のこころの電話相談、市民への啓発活動、市内電話相談機関連絡会等を実施する。
- 人材育成:区福祉保健センター職員、関係機関等を対象とした研修開催等による技術援助を実施する。
- 自立支援医療・手帳関係:精神障害者保健福祉手帳の判定・交付、自立支援医療(精神通院医療)申請に関する業務を行う。
- 精神医療審査会等:措置入院・医療保護入院に関する届出や入院患者からの退院及び処遇改善請求を審査する精神医療審査会を運営する。
- センター運営関連・その他:センターの運営に必要な経費の支出や調査・研究等の業務遂行に必要な研究会及び学会等の参加経費を支出する。

【実績及び今後見込み】

		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
こころの電話相談	延件数 (件)	6,324	6,836	7,152	7,300	7,300
人材育成	延人数 (人)	768	740	770	250	750
自立支援医療・手帳判定	意見聴取 (回)	24	24	24	24	24
精神医療審査会の運営	審査会 (回)	47	45	47	46	48
精神障害者保健福祉手帳交付	所持者数 (件)	34,578	36,901	39,232	41,586	44,081

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
1 こころの健康づくり推進	15,573	16,789	△ 1,216	人件費減に伴う減
2 人材育成・技術支援等	145	190	△ 45	研修回数見直しに伴う減
3 自立支援医療・手帳関係	19,786	32,931	△ 13,145	委託内容の見直しに伴う減
4 精神医療審査会等	27,539	27,358	181	開催日数増に伴う増
5 センター運営関連・その他	66,347	46,473	19,874	実績に基づく執務室賃料の増
計	129,390	123,741	5,649	

【事業スケジュール】

都道府県及び政令指定都市にのみ設置される精神保健福祉センターであり、今後も引き続き地域の精神保健福祉に関する技術的中核機関として要領に定められている事業を行っていく必要がある。地域人材の育成の一端を担うとともに、精神障害者及び精神疾患のある方の福祉の向上、人権擁護に配慮した業務遂行が求められている。
平成30年3月27日厚生労働省通知「自治体による退院後支援ガイドライン」・「横浜市措置入院者退院後支援ガイドライン」により、現行法下での退院後支援の取組を求められており、事業を継続する必要がある。

【事業開始年度】

平成14年4月センター開設

【根拠法令】

精神保健福祉法・精神保健福祉センター運営要領・心の健康づくり推進事業の実施について(厚生省保健医療局長通知)
精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領について(厚生省保健医療局長通知)
横浜市こころの健康相談センター条例・横浜市こころの健康相談センター規則
横浜市こころの健康相談センターこころの健康づくり推進事業実施要領・横浜市措置入院者退院後支援ガイドライン

【根拠とするデータ等】

自立支援医療・手帳判定業務および精神医療審査会件数推移表

(これまでの実績を根拠とした事業計画のため、その他の根拠データはありません。)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	精神保健福祉係
	榎本 良平	岡田 由起子	石垣 由佳

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

〔健康福祉局 ころの健康相談センター〕

事業名
7款 2項 2目
自殺対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
32	4

令和2年度事業評価書番号	722-2
令和2年度事業評価書番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県		社会保険料納付金	市債	一般財源
令和3年度	67,588	5,113	37,158		16		25,301
補助事業 単独事業		補助率 %					
令和2年度	49,688	5,483	24,118		16		20,071
増△減	17,900	△ 370	13,040	0	0	0	5,230

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	29,399	31,717	50,934
算 市債+一般財源	13,459	13,496	21,021
決 事業費	21,160	23,727	36,803
算 市債+一般財源	8,842	10,206	15,795

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	67,588	67,588
算 市債+一般財源	25,301	25,301

方針の確認/決裁
有 () (無) (○)

【事業の目的・必要性】

自殺対策基本法に基づき「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、地域の実情に合わせた総合的かつ効果的な自殺対策を推進する

【令和3年度実施内容及期待される効果】

市民等を対象とした、研修、講演会、印刷物や広告掲出などを通じて、自殺が追い込まれた末の死であること、ころの健康や精神疾患の正しい知識、相談先の周知など、対象を広く捉えて普及啓発を進めます。また、インターネットを通じた相談の実施や、様々な悩みに応じた専門的な相談支援につなげる情報提供を実施し、現に起こりつつある危機に対応します。更に、重点的な対応が必要な自死遺族や自殺未遂者への支援に取り組みます。

- (1) 早期対応の中心的役割を果たす人材 (ゲートキーパー) 育成のための研修会の実施
- (2) 市民向け講演会の開催
- (3) 広報掲出、印刷物配布などの普及啓発の実施
- (4) 自殺対策関連会議の運営 (神奈川県、川崎市、相模原市と合同会議運営、よこはま自殺対策ネットワーク協議会他)
- (5) 自死遺族への支援 (ホットライン、遺族の集い)
- (6) 自殺の調査分析
- (7) 自殺未遂者の再発防止の支援
- (8) 自殺のハイリスク者に対する相談支援
- (9) 地域自殺対策推進センターの運営

【実績及び今後見込み】

区分		H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
人材育成研修	実施回数	35	48	40	40	40
	参加者数	2,506	6,297	4,000	4,000	4,000
講演会	実施回数	10	6	5	5	5
	参加者数	1,458	762	500	1,000	1,000
関連会議	開催回数	6	4	6	6	6
自死遺族の集い	開催回数	12	11	12	12	12
	参加者数	107	98	110	110	110
自死遺族 ホットライン	開催回数	23	22	23	24	23
	相談延件数	55	68	60	60	60
ゲートキーパー	養成数	3,312	6,794	3,750	3,750	3,750

(参考)横浜市における自殺者数の推移: 人
※人口動態統計より

	H27	H28	H29	H30	R元
	564	550	495	484	490

【事業費の内訳】

区分	R3年度	R2年度	差引	説明等
1 人材育成	1,756	2,483	△ 727	報償費、通信運搬費、委託料の減
2 講演会	1,181	1,177	4	消耗品費の増
3 普及啓発キャンペーン等	7,081	6,355	726	消耗品費の減、広告料の増
4 自殺対策関連会議	1,184	1,226	△ 42	報償費の減、筆耕翻訳料の増
5 自死遺族支援	1,558	1,801	△ 243	委託料及び使用料の減、手数料の増
6 調査分析				消耗品費及び委託料の減
7 自殺未遂者再発防止	9,204	7,531	1,673	委託料の増
8 推進センター運営	8,304	8,304	0	
9 相談支援				委託料の増
合計	67,588	49,688	17,900	

【事業スケジュール】

年間を通じて実施

【事業開始年度】

平成19年度

【根拠法令】

- ・自殺対策基本法 (平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正)
- ・自殺総合対策大綱 (平成19年6月8日閣議決定、平成24年8月28日見直し閣議決定、平成29年7月25日抜本的見直し閣議決定)

【根拠とするデータ等】

厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	相談援助係
	榎本 良平	佐々木 祐子	那須 亮子

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 精神保健福祉課]

事業名
7款 2項 2目
精神科救急医療対策事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	722-3
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	社会保険料	市債	一般財源
令和3年度	355,636	88,970	0	219	0	266,447
補助事業 単独事業		補助率 %				
令和2年度	357,981	87,638	0	215	0	270,128
増△減	△ 2,345	1,332	0	4	0	△ 3,681

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	305,262	320,930	346,215
算 市債+一般財源	266,948	282,282	297,802
決 事業費	292,273	293,823	319,052
算 市債+一般財源	239,090	214,027	231,995

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	355,636	355,636
算 市債+一般財源	266,447	266,447

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県(政令市)は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めることとされている。精神科救急システムは、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラである。

【令和3年度実施内容及期待される効果】

①診察等事業 ②患者移送システム事業 ③患者受入病床確保事業 ④精神科救急医療情報窓口事業 ⑤精神科救急身体合併症転院事業 ⑥精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業
神奈川県、川崎市及び相模原市との協体制のもと、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保することで、精神科救急における措置入院等患者の適切かつ円滑な受入れが期待される。
また、夜間・深夜・休日に開設する救急医療相談窓口を運営し、福祉保健センターの閉庁時間にも患者家族及び関係機関からの相談に対応することで、各時間帯における適切な医療機関の紹介が期待される。

【実績及び今後見込み】

	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度見込	R3年度見込	R4年度見込
基幹病院数	7	7	7	7	7	7	7
基幹病床数	33	33	33	33	33	33	33
市民専用病床数	6	6	6	6	6	6	6
情報窓口相談件数(横浜分)	3,428	3,289	3,556	3,442	3,527	3,527	3,527
上記件数のうち病院紹介件数	291	254	235	235	261	261	261
法に基づく申請通報届出件数	834	881	982	951	991	991	991
上記件数のうち警察官通報件数	672	719	781	751	790	790	790
法に基づく診察件数	481	537	540	461	488	488	488
上記件数のうち市内診察件数	407	438	440	406	409	409	409
措置件数	410	443	437	380	350	350	350

※基幹病院病床内訳

神奈川県立精神医療センター(16床) 川崎市立川崎病院(2床) 北里大学東病院(3床) 済生会横浜市東部病院(3床)
横浜市大センター病院(3床+市民専用3床) 昭和大学横浜市北部病院(3床+市民専用3床) 横浜市立みなと赤十字病院(3床)

【事業費の内訳】

	令和3年度	令和2年度	差引	説明
① 診察等事業	11,592	12,955	△ 1,363	過年度実績に基づく減
② 患者移送システム事業	87,680	90,269	△ 2,589	過年度実績に基づく減
③ 患者受入病床確保事業	197,462	204,219	△ 6,757	過年度実績に基づく減
④ 精神科救急医療情報窓口事業	46,215	46,993	△ 778	過年度実績に基づく減
⑤ 精神科救急身体合併症転院事業	3,333	3,545	△ 212	過年度実績に基づく減
⑥ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業	9,354	0	9,354	新規計上による増
合 計	355,636	357,981	△ 2,345	

【事業スケジュール】

年間を通じて実施

【事業開始年度】

平成8年4月1日

【根拠法令】

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
- 厚生労働省精神科救急医療体制整備事業実施要綱
- 神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱
- 精神科救急医療事業に係る事業執行取扱要領
- 精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領
- 精神科救急医療深夜帯移送体制要領
- 精神科救急身体合併症転院事業実施要領

【根拠とするデータ等】

- 精神科救急年報(令和元年度)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	榎本 良平	三小田 晃児	池田 隆介

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[健康福祉局 精神保健福祉課]

事業名
7款 2項 2目
精神科救急協力病院保護室整備事業

特記事項
中期計画-38の政策
中期計画-行政運営
中期計画-財政運営
新規・拡充

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,688	0	0				3,688
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	7,375						7,375
増△減	△ 3,687	0	0	0	0	0	△ 3,687

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	3,688	29,500	7,375
算 市債+一般財源	3,688	29,500	7,375
決 事業費	0	0	0
算 市債+一般財源	0	0	0

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	36,875	3,688
算 市債+一般財源	36,875	3,688

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

横浜市内の精神科病院の保護室（精神症状が急激に悪化した患者を受け入れる病床）の空床確保は慢性的に不足しており、その中でも横浜地区（横須賀・三崎地区を含む）の輪番病院の平日空床確保率は、県内の他ブロックよりも2割近く低くなっています。このような状況を改善するため、平成20年度から輪番病院等に対して保護室整備費の一部を助成し、救急受け入れ体制の充実を図っています。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

令和3年度は、対象となる医療機関の保護室整備意向をふまえて精査した結果、1床分を計上しました。精神症状の急激な悪化に伴う受入病床が増えることにより、措置入院等の緊急的な対応下において素早く医療サービスにつなぐことが期待されます。

【実績及び今後見込み】

① 協力病院保護室整備数

	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込
保護室整備数（床）	2	0	0	0	2	1

② 補助の方法

増築や改築などにより、保護室を増床する精神科病院に対し、増床1床につき、補助基準額に面積を乗じた総額の1/2を補助します。

③ 基準単価等

- ア 基準単価(補助上限額) ￥ 295,000 / 1㎡あたり（基準単価については、実績を参考に積算）
- イ 補助率 2分の1
- ウ 補助対象保護室数（予定） 1床
- エ 1室あたりの基準面積 25.00㎡（国の補助上限基準面積）
- オ 積算 @295,000円 × 25.00㎡ × 1床 × 2分の1 = 3,687,500円

【事業スケジュール】

・随時相談

【事業開始年度】

平成20年度

【根拠法令】

横浜市精神科救急協力病院保護室整備補助金交付要綱

【根拠とするデータ等】

厚生労働省「医療施設調査」
厚生労働省「精神保健福祉資料(630調査)」



本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	榎本 良平	岡田 由起子	望月 健太

(健康福祉局)